

○海上幕僚監部部課長会議規則

昭和32年11月4日
海上幕僚監部達第5号

改正 昭和37年3月19日 海上幕僚監部達第3号〔第1次改正〕

昭和40年12月9日 海上幕僚監部達第4号〔海上幕僚監部部課長会議規則等の一部を改正する達1条による改正〕

昭和42年4月17日 海上幕僚監部達第1号〔第2次改正〕

昭和49年3月30日 海上自衛隊達第18号〔海上自衛隊における研究開発に関する達附則7項による改正〕

昭和62年9月29日 海上自衛隊達第23号〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達10条による改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第16号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達13条による改正〕

昭和63年12月14日 海上幕僚監部達第8号〔第3次改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達58条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第50条による改正〕

海上幕僚監部部課長会議規則を次のように定める。

海上幕僚監部部課長会議規則

(設置)

第1条 海上幕僚監部に、海上幕僚監部部課長会議（以下「会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 会議は、海上幕僚監部の業務に関する連絡及び打合せを行うことを目的とする。

(構成)

第3条 会議は、議長及び次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 海上幕僚副長
- (2) 部長
- (3) 監察官
- (4) 首席法務官
- (5) 首席会計監査官
- (6) 首席衛生官
- (7) 副部長
- (8) 課長
- (9) 総括副監察官
- (10) 首席法務官の指名した者

(11) 首席会計監査官の指定した者

(12) 首席衛生官の指名した者

2 議長は、海上幕僚長をもつてあてる。

3 議長に事故があるときは、海上幕僚副長が議長の職務を行う。

4 会議に、幹事及び庶務担当者を置き、それぞれ総務部長及び総務課長をもつてあてる。

5 部長、監察官、首席法務官、首席会計監査官、首席衛生官又は課長に事故があるときは、それぞれ部長、監察官、首席法務官、首席衛生官又は課長があらかじめ指名した部下職員がその職務を行う。

(運営)

第4条 会議に議題を提案しようとする部長、監察官、首席法務官、首席会計監査官、首席衛生官又は課長（以下「提案部長等」という。）は議題及び会議開催希望日時を庶務担当者に通知する。

2 庶務担当者は、開催日時を予定し、幹事を経て議長の決裁を受けた後、所要事項を関係者に通知する。

3 議長は、会議を総理する。

4 幹事は、議事の進行をつかさどる。

5 提案部長等は、議題について説明する。ただし、部下職員に説明を行わせることができる。

(その他)

第5条 庶務担当者は、会議終了後議事摘録を作成し、関係者に配布する。

2 提案部長等は、提案事項に関する会議の庶務について、部下職員を庶務担当者に協力させるものとする。

附 則

この達は、昭和32年11月4日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和37年3月19日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部部課長会議規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、昭和40年12月9日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和42年4月17日から施行する。

附 則〔海上自衛隊における研究開発に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。